

企画競争説明書

業務名称： スーダン国スーダンのきれいな街のための廃棄物管理機材改善計画準備調査

案件番号： 180529

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：スーダン国スーダンのきれいな街のための廃棄物管理機材改善計画準備調査

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2020年3月中旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 榎田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特になし

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１９日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月２５日（火）までに機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１８年１２月２８日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りします。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

特になし

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空賃）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) SDG 1 = 2.387050 円
- b) US\$ 1 = 112.201000 円
- c) EUR 1 = 127.778000 円

- 5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括／廃棄物管理計画
- b) 機材計画1 (収集運搬)
- c) 機材計画2 (処分場)

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.25 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月29日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：廃棄物管理にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（総括／廃棄物管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：廃棄物管理計画・政策に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画1（収集運搬）】

a) 類似業務の経験：廃棄物収集・運搬改善に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画2（処分場）】

- a) 類似業務の経験：処分場運営改善に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力：語学評価せず
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

（2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（ ）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

スーダン国スーダンのきれいな街のための廃棄物管理機材改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／廃棄物管理計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画1（収集運搬）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 機材計画2（処分場）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

スーダン共和国では、人口増加率の全国平均が2.4%（世界銀行、2016年）に対し都市部平均は3%（世界銀行、2016年）、特に最大都市のハルツーム州は4%を超えており、都市人口の増加に伴いハルツーム州では廃棄物発生量が4,890トン/日（2012年）から5,925トン/日（2017年）に増大している。人口が密集する都市域では衛生的で健康的な居住環境を維持するため適切な廃棄物収集が必要とされるが、資機材不足や行政官の管理・技術能力の低さ等により、廃棄物の不法投棄や不適切な焼却を招いており、環境影響や健康被害が懸念される。

同国政府は、給水・衛生分野国家戦略（Water, Sanitation and Hygiene Sector National Strategic Plan, 2012-2016）において廃棄物管理を都市域の優先課題と位置付け、現在も同様の方針が継続している。現状では、廃棄物管理は各州・郡政府の自助努力に委ねられており、ハルツーム州では技術協力「ハルツーム州廃棄物管理強化プロジェクト」（2014年～2017年）にて廃棄物管理マスタープランの改訂を支援するとともに、無償資金協力「ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画」（2014年～2017年）で一次収集（家庭～中継基地）車両を整備した結果、同州での廃棄物収集量は3,200トン/日（2012年）から4,565トン/日（2017年）に改善した。現在は改訂マスタープランに基づいて独自資金で追加の中継基地の整備が進む中、二次収集（中継基地～最終処分場）の能力増強が必要となっている。更に、ハルツーム州以外の都市においても実施機関の管理能力の不足や機材不足に起因する問題が発生している。連邦環境・天然資源・都市開発省（Ministry of Environment, Natural Resources and Physical Development）（当時）では、各州の廃棄物管理の状況把握のため全国調査を実施し、調査の結果を踏まえ優先的に機材整備を進める5州を選定した。その中でも紅海州は他州に先駆け2011年に州清掃公社を設立し、北コルドファン州においても2018年11月に公社が設立され、廃棄物管理の体制を整えつつあるが、両州ともごみ収集を行うために必要な収集車両の6～7割程度の機材しか保有しておらず、住居エリアを含む郊外の廃棄物収集は未徹底である。また収集されたごみも最終処分場に運搬される途中で、機材の老朽化と不適切な運用による飛散や不法投棄が見られる。これらの未収集地域や収集機材が通る沿道ではごみの散乱や悪臭、害虫の発生などの居住環境への悪影響が出ている。

「スーダンのきれいな街のための廃棄物管理機材改善計画」（以下「本事業」という。）は、ハルツーム州、紅海州、北コルドファン州の都市部の廃棄物運搬・処理能力の強化を図るものであり、当国の給水・衛生分野国家戦略が掲げる都市廃棄物管理の改善に資するものとして位置付けられる。

2. 事業の概要

（1）事業の目標

対象州内の主要都市において、各実施機関の廃棄物管理能力が向上し、地域住民に対して衛生的な廃棄物処理サービスを提供できるようになる。

（2）期待される成果

- 1) 紅海州及び北コルドファン州の主要都市において、廃棄物収集及び最終処分場運営の効率化を図るために必要な機材が整備される。
- 2) ハルツーム州において、中継基地から最終処分場までの二次収集の効率化を図るために必要な機材が整備される。

(3) 対象地域

紅海州及び北コルドファン州の州都及び周辺都市、ハルツーム州

(4) 事業内容

1) 機材

- ア) 紅海州及び北コルドファン州：収集機材（コンパクター、コンテナキャリアー、コンテナ等）、最終処分場運営機材（ブルドーザー、エクスカベーター等）、メンテナンス機材
- イ) ハルツーム州：二次収集用大型トレーラー、メンテナンス機材
（数量・仕様等の詳細は、協力準備調査結果を踏まえて決定する。）

2) ソフトコンポーネント

- ア) 機材の維持管理にかかる体制・ルールの整備及び指導

(5) 関係官庁・機関

- 1) 監督官庁：連邦環境協議会（National Higher Council of Environment）
- 2) 実施機関：紅海州清掃公社（Red Sea Cleaning Corporation）、北コルドファン州清掃公社（North Kordofan Cleaning Corporation）、ハルツーム州清掃公社（Khartoum Cleaning Corporation）

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- 1) 技術協力「ハルツーム州廃棄物管理強化プロジェクト」（2014年～2017年）
- 2) 無償資金協力「ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画」（2014年～2017年）

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、事業実施に対する我が国無償資金協力の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「スーダンのきれいな街のための廃棄物管理機材改善計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がスーダン共和国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法と項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討すること。特に、限られた期間で協力準備調査団が情報収集を行うことには限界があると思われるため、事前に必要な情報を、JICA スーダン事務所

を通じて先方機関に連絡して準備を依頼するなど、効率的に調査を進めるための工夫を行う。また、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目も検討すること。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の計2回の渡航を予定している。それぞれの現地調査にはJICAから調査団員を参加させる。

(3) 協力対象機材

本調査の検討対象は、2017年12月にJICAが実施した現地調査で先方関係機関からニーズを聞き取った機材を基本とするが、その他関連及び周辺機材など本事業の目標に合致するものがあれば、本調査の過程でその必要性、妥当性を検討する。

(4) 調査対象地域

紅海州は州内10郡のうち、紅海州清掃公社が廃棄物収集を管轄しているポートスーダン、サウキン(Suakin)、シンカット(Sinkat)、ハヤ(Haya)、エルカネブ(El Qaneb)の5郡を、北コルドファン州は州内8郡のうちシェイカン(Shekan)とエルラハド(Elrahad)を含む4~5郡を事業対象とすることを想定している。両州ともに、州実施機関による対象郡・都市の要望と優先順位を確認し、調査対象地域を合意の上、調査を行う。調査対象地域の絞り込みが必要な場合には、①人口規模、②人口密集地域(市街地)の規模、③収集実施体制の州機関による評価、④州都からのアクセス、⑤治安状況を考慮して、JICA及び先方機関と協議の上、選定する。

ハルツーム州は州内全域の二次収集を調査対象とする。

(5) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしている。計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。

(6) 正式要請書提出の側面支援

本事業について、スーダン政府は我が国に要請する意向を示しているものの、正式要請書は日本政府に送付されていない。本事業を実施するためには、本調査期間中に正式要請書が、スーダン共和国連邦環境協議会及び外務省から日本政府に提出されることが必要となる。受注者は、JICAスーダン事務所を側面支援し、要請書提出が促進されるよう、両国関係者と連携しつつ調査を進める。

(7) 組織体制の確認

2018年9月に連邦省庁の削減及び大臣の大幅交替が行われ、廃棄物管理を所掌していた環境・天然資源・都市開発省は廃止され、10月に新たに連邦環境協議会が設置された。中央組織の改編に続き、地方州でも省庁削減や大臣の交替が進められている。

紅海州とハルツーム州では州レベルの清掃公社が存在し、各郡が行う収集業務の調整や支援を行っている。北コルドファン州ではこれまで州保健省が一部の調整を行っていたが、2018年11月に新たに清掃公

社が設立された。上記の省庁改編の動向と合わせて、組織体制及び所掌の現状及び今後の方向性を把握し、持続的な収集サービスの提供と維持管理を可能とする体制について確認・協議する。

さらに、本事業の監督官庁となる連邦環境協議会が、地方州に対する単なる支援窓口或いは調整役ではなく、本事業を実質的に監督する役割を担うことは、今後の当該国における廃棄物管理分野の国と地方の役割分担の在り方にも影響すると考えられる。そのため、連邦環境協議会の所掌範囲を確認の上、本事業における具体的な役割について協議する。本事業の実施体制と責任の所在（施主、資機材の所有者、保管用地の確保、運転・維持管理費の確保、免税手続き、通関手続き等）について確認する。

（８） 廃棄物管理に係る政策・計画の確認

連邦及び対象州での廃棄物管理に係る政策及び計画について確認する。連邦レベルでは廃棄物分野の国家政策を検討する国家委員会が設立されており、委員会の活動状況及び議論の内容を把握する。

（９） 収集運搬及び最終処分場の運営能力の確認

収集運搬及び最終処分場の運営計画の立案能力や、運営計画に従った機材運営及び維持管理といった技術面、廃棄物管理事業の収支や財源、料金徴収の実態などの財務面から運営能力を確認する。特に財務面では、スペアパーツ購入や機材維持管理にかかる予算確保が可能であることを確認する。

（１０） 案件形成中の技術協力プロジェクトとの整合性の確保

本事業と並行して、同じサイトを対象とする技術協力プロジェクトを 2020 年度より開始する予定である。調達工程及びソフトコンポーネントの検討にあたっては、JICA との協議に基づき先方機関から今年度提出された要請書に基づき、両者の整合性及び補完関係に留意する。また、技術協力プロジェクトの要請内容の妥当性の検証に必要な関連情報を収集する。

（１１） 民間事業者参入の現状と将来見通しの確認

前述の無償資金協力にてハルツーム州に収集車両を整備した後で、一部地域の収集事業が民間事業者に委託されたが、その地域で使用されていた車両は同州の他地域に再配置され継続的に活用されている。本調査の対象としている紅海州と北コルドファン州の収集、及びハルツーム州の二次収集については、各機関より民間委託の予定はないとの聞き取りを行っており、引続き公的機関が廃棄物処理事業を行うことを前提としているが、民間参入の最新の状況と将来見通しについて確認する。廃棄物処理事業の効率化や投資促進の観点から、官民連携を選択肢として認めつつ、無償機材が継続的かつ適正に使用されるためのルールについて協議する。なお、関係機関との協議にあたっては、日本側が民間参入に否定的であるとの誤った認識を与えないように留意する。

（１２） 対象機材の選定及び数量決定に必要な情報の収集

紅海州及び北コルドファン州に対する収集機材の投入規模に関しては、廃棄物発生量や廃棄物管理フロー、収集頻度や方法等の現状を把握し、その結果に基づいて未収集地域へのサービス提供に必要な車両数を検討する。併せて、効率的な収集・運搬や維持管理の観点、及び現地の気候・風土を考慮し、対象地域に適した収集機材の選定を行う。

ポートスーダン郡及びシェイカン郡の最終処分場ではオープンダンピングが行われている。また、ポートスーダン郡では新たに処分場を整備する計画があり、候補地選定が行われている。こうした処分場の整

備・運用状況を現地調査で把握し、衛生的かつ効率的な最終処分を行うための重機の選定と必要な車両数の検討を行う。

ハルツーム州では、ハルツーム州清掃公社が、技術協力「ハルツーム州廃棄物管理強化プロジェクト」で改訂した廃棄物管理マスタープランに基づいて、一次収集車両の追加や中継基地の整備を行っている。同プランでは、二次収集のための大型トレーラーについても調達計画が立てられており、この二次収集機材について無償資金協力による支援が求められている。現地調査ではハルツーム州の廃棄物発生量や廃棄物フロー、及び同プランの実施状況などを把握し、結果に基づいて機材選定と必要な車両数の検討を行う。

(13) 最終処分場の整備・改善案の検討

ポートスーダン郡及びシェイカン郡の最終処分場（ダンプサイト）への準好気性埋立方式の導入を、実施予定の技術協力プロジェクトの中でパイロット的に行うことを検討中である。本調査では、上記（9）の処分場に関する情報収集の一環として両郡の現行の最終処分場及び予定地の土地所有権や周辺地域の土地利用の状況に関する情報収集を行うとともに、技プロの枠組みで対応可能な範囲の整備・改善案を検討し、JICAに提案する。その際、浸出水や埋立ガスによる環境影響が懸念される場合には、対策を検討し提案する。

(14) 整備機材の点検・整備に必要な資機材、技術、体制の検討

ハルツーム州では、前述の無償案件において車両の点検・整備のためのワークショップの建設と機材の整備を行い、ソフトコンポーネントで維持管理体制の整備や整備士への講習などを行っている。これらは一次収集車両の維持管理を想定したものであるため、二次収集機材の維持管理に必要な整備機材、技術や体制を検討する。

紅海州ポートスーダン郡及び北コルドファン州シェイカン郡では簡易なワークショップが存在することを確認している。これらのワークショップの現有機材の内容や点検・整備の体制と技術レベルについての情報収集を行う。結果に基づき、収集車両の維持管理に必要な整備機材の内容を検討するとともに、実施機関による整備士の適切な配置など相手側負担事項を明確にする。

なお、輸入パーツや高度な整備機材を必要とする大規模な故障修理については、民間へのアウトソーシングで対応することとし、高度な機材整備や技術移転は行わない方針とする。

(15) 現地における関連機材のメンテナンス及びスペアパーツ供給体制

前述の無償案件において、ハルツーム州では、日本製収集車両のスペアパーツは現地正規代理店を通じた入手が可能であり、また故障修理に対応できる民間ワークショップが存在することを確認している。紅海州及び北コルドファン州はハルツーム州からそれぞれ車で12時間、9時間と遠距離にあることから、現地で対応可能な代理店や民間ワークショップがあることが持続性の確保の観点から望ましく、現地の状況について情報を収集する。また、無償で初めて調達を予定している大型トレーラーについては第三国調達となる見込みであり、スーダン国内の代理店やメーカーの活動状況、スペアパーツの入手可能性について情報収集を行い、適切な仕様やメンテナンス体制を提案する。各州において代理店や民間ワークショップの存在が確認できなかった場合には、代替するメンテナンス及びスペアパーツ供給体制について提案する。

また、未舗装地帯の有無など対象地域の道路特性等を考慮し、将来的な故障の発生要因と対処方法を検討する。

(16) 本計画の本体実施工程について

本事業では、収集車両や処分場運営重機など性質や用途の異なる複数の機材の調達を想定している。本体事業の施工計画の立案にあたっては、実施予定の技術協力プロジェクトとの連携や迅速性、効率性、コスト面、確実性などを総合的に勘案して、最適な工程を提案する。

(17) 引き渡し・検査場所、ロット分け

機材の引き渡し・検査の場所及び方法について、現地調査にて最適な場所及び方法を検討する。また、ロット分けの是非についても検討し、ロット分けが効率的な場合は提案する。

(18) 評価指標・モニタリング

事業の評価指標及び目標値の設定にあたっては、スーダン側関係機関にその重要性と必要性を十分に説明した上で、協議し、合意する。また、指標のモニタリングの体制や方法を運転・維持管理計画に明記し、第二次現地調査でスーダン側関係機関に説明し、合意を得る。

(19) 他ドナー支援について

スーダン共和国の廃棄物管理分野では国連開発計画（UNDP）が地球環境ファシリティ（GEF）を活用した支援を検討中との情報を入手している。また、英国国際開発省（DFID）の支援で策定したポートスーダンの Strategic Investment Plan で優先課題とされた給水と廃棄物分野のうち、給水分野への支援を DFID（技術協力）とアフリカ開発銀行（無償資金協力）が実施中である。他ドナー支援の最新情報を現地で確認し、重複を避け、効果的な機材導入がされるように調整を図る。

(20) 類似案件の知見・教訓の活用

スーダンにおける JICA 及び他ドナーの関連案件並びに近隣諸国における類似案件を確認し、当該案件から得られた知見・教訓を本計画に反映する。

6. 業務の内容

現時点で想定される業務の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（事前国内作業、現地調査、国内解析及び国内整理の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

【国内準備】

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の解析・検討を行い、事業の全体像や、スーダンの社会経済状況及び廃棄物管理にかかる取組状況を把握する。調査全体の方針、方法及び現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

廃棄物管理のための機材調達の過去の類似案件に関する調査を行い、成果をレビューして有効性や教訓、長所・短所、無償資金協力実施にあたっての留意事項を取りまとめ、JICA に対して報告する。

関係機関と意見・情報交換を行い、機材の選定に関して情報収集を行う。上記の作業を踏まえて、JICA との契約締結後 30 日以内にインセプション・レポート、質問票及び準備調査報告書目次（案）を作成・提出する。

(2) 機材の必要数量の事前検討

2017年12月に実施した現地調査において先方機関から回答があった廃棄物発生量や収集率をもとに収集運搬及び最終処分場の運営改善に必要な機材と数量を検討する。

(3) 第1回現地調査前対処方針会議

現地調査の実施に当たり、対処方針会議を実施する。

【第一次現地調査】

(4) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員、及び外部有識者らと協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。併せて、JICA 団員と協力して我が国の無償資金協力スキームを相手国政府関係者等に説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担、機材導入先の優先順位づけのクライテリアなどについて協議・確認を行う。

(5) 対象州の廃棄物管理能力に係る調査

- 1) 対象州における廃棄物管理行政に関連する各機関の所掌、役割分担を明らかにする。
- 2) 対象州並びに郡の運営維持管理に係る技術的な能力及び計画策定の能力を確認する。
- 3) 対象州並びに郡の廃棄物管理実施主体の財務状況を確認する。

(6) 収集運搬及び最終処分場（ダンプサイト）の改善に係る機材計画調査

- 1) スーダン国内及び対象州における環境（特に廃棄物管理）にかかる法令、義務や罰則規定の有無及びそれらの基準・情報の収集を行う。
- 2) 対象州並びに郡の廃棄物管理に関連する政策・計画等の最新状況を明らかにする。
- 3) 対象州並びに郡の現有機材を確認する。
- 4) ハルツーム州では過去の技術協力により得られた廃棄物発生量や廃棄物管理フローの実態など現状把握調査結果について、現状で大きな変化がないかを確認する。紅海州及び北コルドファン州では、新たに基礎的な廃棄物データの収集・推計を行う。
- 5) 上記結果を踏まえ、本事業による資機材の調達と改善の必要性及び妥当性を検討した上で、機材の種類、仕様、数量を検討する。
- 6) 機材導入先の優先順位づけを行う。

(7) 調達事情調査

- 1) 本事業で調達する資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格）、アフターサービスの内容、スペアパーツの調達可能性等を考慮し、調達方法の検討を行う。
- 2) その他、調達及び輸入における手続き（プロセス・フロー）及び経費を調査し、そこで想定されるリスクとその回避手段につき検討する（輸入規制や銀行間取引規制等）。
- 3) 上記情報を踏まえ、効率的な機材調達方法を検討する。

(8) 無償資金協力事業の評価指標にかかる調査

本事業の成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。事業評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果、に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の実施前と実施後の効果が測定できるよう、評価指標のベースラインとなる情報収集を徹底する。

(9) 機材導入先の優先順位に関する協議

JICAと協議・検討のうえ日本側の優先順位を確定させ、先方とエリアの優先順位について協議・合意する。

(10) 相手国負担事項の確認

- 1) 我が国無償資金協力制度を踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を明確に説明する。
- 2) 相手国側負担事項（資機材保管用地の確保、機材運転・維持管理費用の確保、公租公課の免税手続き、通関手続き、免税・通関手続きが遅れた場合の倉庫料、日本人のスーダン国内移動許可取得手続き等）のプロセス、実施時期・所要期間・費用、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 3) 上記調査結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施時期や予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、同情報は、詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

(11) 免税情報の収集整理

- 1) 無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、各税目について、当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。
- 2) 対象となる税目は以下のとおり。
 - ア) 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - イ) 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - ウ) 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - エ) 付加価値税（VAT等）
 - オ) その他当該事業実施において関係する主要税目
- 3) 免税情報は、現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA スーダン事務所と協議し、同事務所が有する情報の確認と情報の更新について合意する。調査結果は、所定の様式（免税情報シート）にまとめて調査報告書に添付するとともに、JICA スーダン事務所へ報告する。

(12) 環境社会配慮調査

本事業の環境社会配慮に関する課題を調査し、スーダン側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本事業のカテゴリー（現時点の分類は「C」）を確認するとともに、本事業の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

【国内解析】

（13）現地調査結果概要の説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内を目処に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会で説明する。

（14）事業内容の計画策定

帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、概略設計方針について JICA 関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論を踏まえて、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。検討内容は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015 年 4 月）の記載内容を満たすものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対してその内容を説明し、確認を取ることとする。

計画策定には、最低限以下の項目を含めるものとする。

- 1) 既存機材の評価（法的耐用年数、設置年、使用年数、運用状況、劣化状況等）
- 2) 実施機関による各種計画（施設・機材更新計画、同運用計画等）
- 3) 基本計画（機材等の仕様・数量）

現地調査結果を踏まえ、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

基本計画は、各種技術基準、既存施設・機材の状況、各種計画等の諸条件及びそれらにかかる対応（設計）方針を整理の上、作成する。

4) 調達計画

- ア) 調達方針
- イ) 調達上の留意事項
- ウ) 調達区分（先方負担事項との区分）
- エ) 調達監理計画
- オ) 品質管理計画
- カ) 資機材等調達計画

- 5) 実施工程（資機材調達に要する期間等を考慮）
- 6) 初期操作指導計画、運用指導計画
- 7) ソフトコンポーネント計画

（15）運転・維持管理計画の策定及び運営・維持管理費の積算

実施機関の組織、財務、人員、技術的能力等について、過去、現状及び将来の動向を分析した上で、本事業で整備する機材が適切に運転・維持管理されるとともに、その活用状況及び定量的効果指標を適切にモニタリングするための計画を作成する。その上で、必要な場合には支援策を検討し、ソフトコンポーネント計画としてとりまとめる。ソフトコンポーネント計画は、「ソフトコンポーネント・ガイドライン」（最新版を JICA ウェブサイトで確認）に準拠することとする。

想定される運営・維持管理費の積算を行い、負担区分を検討・明示し、関係者の合意を得る。

(16) 概略事業費の積算

概略事業費を、下記項目を参照して積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な積算としなければならない。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）に準拠して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的な積算にあたっては、上記マニュアルの機材編（2017年7月）を参照する。

2) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減を十分に検討し、その検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月）に記載する様式にとりまとめる。

3) 事業費等のドナー比較

概略事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。記載にあたっては、上記ガイドライン内のサンプルを参考にする。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法

オ) 契約条件（支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 調達・施工監理方法（品質管理、工程管理等）

(17) 最終処分場の整備・改善案の検討

ポートスーダン郡及びビシェカン郡の最終処分場（ダンプサイト）に対して、現地調査の結果を踏まえ、技術協力プロジェクトの枠組みで対応可能な準好気性埋立方式の導入による整備・改善案を検討し、JICAに提案する。

(18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に、事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法についても検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(19) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(20) 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献度

本事業が、SDGs（特にターゲット 11.6）にどのように貢献できるのかをできる限り定量的に検討する。

(21) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

【第二次現地調査】

(22) 協力準備調査報告書(案)の現地説明・協議

協力準備調査報告書(案)をスーダン側関係機関等に説明し、内容について協議・確認する。特に、事業実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮等、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、協力準備調査報告書の内容についてスーダン側からコメントがなされた場合は、これを十分検討の上、必要に応じ事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる。

【国内整理】

(23) 協力準備調査報告書等の作成

スーダン側関係機関への協力準備調査報告書(案)の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に協力準備調査報告書、調査概要資料、機材仕様書を作成する。なお、協力準備調査報告書、協力準備調査概要資料は、「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月)」に従った内容とする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。このうち、(6)～(11)を最終成果品とする。なお、以下に示す部数は、JICA及び先方機関へ提出する部数であり、国内の会議等に必要な部数は別途用意することとし、また電子化したものを別途提出する。

成果品

	成果品名	提出時期等	部数
(1)	業務計画書	契約締結後10日以内	和文3部
(2)	インセプション・レポート	現地派遣7日前	和文3部、英文15部
(3)	現地調査結果概要	帰国後10日以内	和文3部
(4)	準備調査報告書(案)	報告書案説明調査2週間前	和文3部、英文15部
(5)	概要資料	2019年12月上旬	和文1部、CD-R1枚
(6)	概略事業費(無償)積算内訳書	報告書案説明調査後1ヵ月以内	和文2部
(7)	機材仕様書	報告書案説明調査後1ヵ月以内	和文3部、英文15部
(8)	準備調査報告書	最終成果品提出期限	和文(製本版) 3部及びCD-R2枚 英文(製本版)

			15 部及び CD-R 3 枚 和文 (簡易製本版: 先行公表用) 3 部及び CD-R 1 枚
(9)	デジタル画像集	最終成果品提出期限	CD-R 2 枚
(10)	事業進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	最終成果品提出期限	準備調査報告書に含めること
(11)	免税情報シート (報告書添付)	最終成果品提出期限	和文 3 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) 「概略事業費 (無償) 積算内訳書」については、2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」及び同マニュアル機材編 (2017 年 7 月) を、その他の成果品については、「無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015 年 4 月) に準拠することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、すべての調達業者との契約完了まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費 (含む日本側負担額) を記載していない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注 5) 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国語報告書の作成に当たっては、その表現には十分注意を払い、国際的に通用する外国語文 (英文) により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス留め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 6) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの (既存施設及び周辺の状況、地形等)、②類似案件の状況 (スーダン共和国、他国、国際機関等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況を収め、無償資金協力による事業が完了するタイミングでの機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存機材あるいは機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真は jpg のファイル形式で CD-R に格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と合わせて提出する。

注 7) 免税情報シートの様式は、最新版を地球環境部から入手する。

8. その他提出物

(1) 議事録等

現地調査時に、スーダン政府関係者との間で重要な協議や事実確認等を行う場合には、事前に内容を JICA に共有するとともに、協議結果を JICA に速やかに報告する。

JICA が開催する各種会議について、議題、出席者、協議内容等を会議記録としてとりまとめて JICA に提出する。

(2) その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には速やかに提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2019年3月上旬より国内事前準備を開始し、2019年3月中旬より第1次現地調査を行う。帰国後に国内解析及び積算審査を経て、2019年10月下旬に第2次現地調査（概略設計概要書説明・協議）を実施する。帰国後、第2次現地調査結果を踏まえて、2019年12月上旬までに準備調査概要資料、2020年3月中旬までに協力準備調査報告書を作成・提出する。

項目/期間	2019年										2020年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前準備	■												
現地調査		■	■										
国内解析			■										
概略設計概要説明調査								■					
国内整理									■				
概略設計概要資料提出										■			
報告書提出													■

2. 業務量目途と業務従事者の構成

1) 調査人月目途：約 18.25 M/M

2) 調査団員構成

- ア 業務主任者/廃棄物管理計画（2号）
- イ 機材計画1（収集運搬）（3号）
- ウ 機材計画2（処分場）（3号）
- エ 組織体制/法制度・廃棄物管理政策・計画/維持管理計画
- オ 調達計画/積算/機材輸出入

注1）調査団員構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 配布資料

- (1) 技術協力プロジェクト要請書
- (2) 2017年12月にJICAが実施した現地調査結果資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館ウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で閲覧可能であり、参照すること。

「ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画準備調査報告書」

「ハルツーム州廃棄物管理強化プロジェクト プロジェクト業務完了報告書」

「ハルツーム州廃棄物管理強化プロジェクト 終了時評価調査報告書」

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査工程（案）

（1）第1次現地調査

- 1) 団員構成：業務主任者、廃棄物政策、計画管理
- 2) 調査工程：約 16 日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、双方の合意事項等にかかるミニッツを取りまとめる。

（2）第2次現地調査

- 1) 団員構成：業務主任者、廃棄物政策、計画管理
- 2) 調査工程：約 9 日間
- 3) 目的：概略設計概要書について相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の合意事項等に関するミニッツを取りまとめる。

5. その他留意事項

（1）無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国の無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを、調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成要領」の様式-5 及び様式-6 を準用した表を添付する。

（2）業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（3）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航前には JICA 安全対策措置を確認の上、必要な対応を講じること。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA スーダン事務所、在スーダン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

移動許可証、査証の申請のタイミングは同事務所に事前に確認すること。新たに建設されたハルツームから北コルドファンに通じる道路通行時は、衛星携帯を準備すること（準備が困難な場合は同事務所から貸与可能）。

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

（5）適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。」

以上